



社会保険労務士法人 いとうADR人事労務便り

連絡先：〒277-0005
千葉県柏市柏 3-2-16 コンフォート柏 102
代表/特定社会保険労務士 伊藤 悦子
電話：04-7100-1811 FAX：04-7100-1821
e-mail：e-ito@ito-office.info



新型コロナウイルス関連

◆新型コロナ対応休業支援金の創設

対象者は休業期間中に賃金の支払いを受けることができなかった労働者。雇用保険に加入していなかった人も対象です。給付率は休業開始前の80%申請方法は労働者個人が直接申請し直接受給します。

雇用調整助成金を利用する場合、労働者に休業補償を支払ったあとに、この助成金をしますが手元資金が無く労働者に休業手当を支払うことが困難な場合、この支援制度が創設されました。

◆国民年金保険料免除の基準が緩和

新型コロナウイルスの影響で収入が減ってしまった人を対象に5/1から国民年金保険料の免除基準が緩和されました。

◆新型コロナウイルス感染症の影響で影が薄い、改正年金法が成立しました！ 令和2年6月5日公布

厚生年金の加入対象となるパートらの範囲拡大や年金の受給開始年齢を75歳まで繰り下げ(延ばす)可能にすることなどが柱の年金改革関連法が5/29、参議院本会議で成立しました

加入者によっては将来の年金が増える一方、企業側には積立保険料の負担が生じます。パートらの短時間労働者が厚生年金と健康保険に入るには、勤務先の企業規模が「従業員501人以上」などの要件があります。今回の法改正は、要件を2022年10月に「101人以上」2024年10月に「51人以上」へと緩和します。

年金を受け取り始める年齢の選択肢は、60～75歳に広がります。75歳で受取始めた場合、65歳からの受取開始よりも月額年金が84%増えます。

厚生年金適用される人は、約65万人増える見込みのようです。厚労省の試算ですが、パートさん1人を厚生年金に加入させると企業の負担は健康保険とあわせて年間約25万増えるとしています。ただ、対象企業には新型コロナウイルスの影響が直撃している外食産業や小売業が多いと思います。企業がスケジュール通り負担できるかが課題です。

昨年の財政検証では、国民年金の加入期間を40年から45年に延長すると、基礎年金の底上げ効果が大きいという試算も示され、これは付帯決議とし今後の課題として先送りされました。政府与党内で、基礎年金の半分を賄う国庫負担分の財源確保の議論が進まないためです。

精神障害の労災が最多に～令和元年度「過労死等の労災補償状況」より

◆仕事が原因で精神疾患労災申請・認定ともに最多

令和元年度の「過労死等の労災補償状況」が公表されました。厚生労働省は、過重な仕事が原因で発症した脳・心

臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発症した精神障害の状況について、平成14年から、労災請求件数や労災保険給付を決定した支給決定件数などを年1回、取りまとめています。

本調査によれば、仕事が原因で精神疾患にかかり令和元年度(2019年度)に労災申請したのは2,060件、支給決定件数は509件となり、いずれも統計開始以降最多でした。

◆業種別では「医療・福祉」が最多

請求件数で見ると、業種別(大分類)では、「医療、福祉」426件、「製造業」352件、「卸売業、小売業」279件の順に多くなっており、支給決定件数で見ると、業種別(中分類)では、「社会保険・社会福祉・介護事業」が48件と最も多く、次いで「医療業」(30件)、「道路貨物運送業」(29件)と続きました。年齢別では、請求件数は「40～49歳」639件、「30～39歳」509件、「20～29歳」432件、支給決定件数は「40～49歳」170件、「30～39歳」132件、「20～29歳」116件の順に多くなっています。

◆パワハラ法制化による労災認定基準の改正

令和2年5月29日付で

精神障害の労災認定の基準が改正され、具体的出来事等に「パワーハラスメント」が追加されました。労災認定基準にパワハラの種類が新設されたことで、より早期にパワハラの問題が認識されることとなります。会社にとっては、一層パワハラ問題も意識した対策が必要になってくるでしょう。

8月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

31日

- 個人事業税の納付 <第1期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 <第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>

- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限 <年度更新> [労働基準監督署]

当事務所よりひと言

新型コロナウイルス感染防止対策はウイルスがいる前提で、今までとは違う行動が必要と「新しい生活様式」を政府は提言しています。

一方、コロナに感染してしまったら、仕事や家族はと心配が尽きません。感染した家族の臨終にも立ち会えない異常事態でもあります。人の尊さや信頼、生きる喜びも見つめ、聴き、手をあてる、そんな行為の積み重ねのなかでしか生まれえない。なのに3密を避けて、人間関係が希薄になるなか、どう工夫し知恵をだしていけばいいのか。有難いことに考える時間が増えました。より良いサービスができるよう前進したいと思います。皆様、お体ご自愛ください。 いとう